

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年5月22日
青森地方気象台

青森県の洪水警報・注意報の基準変更について

青森県の洪水警報・注意報について、令和7年5月29日（木）に発表基準を変更します。

青森県内の一部河川について、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町で変更します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1. 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町

弘前市、八戸市、むつ市、つがる市、七戸町、三戸町、田子町、南部町
(計 8市町)

2. 変更日時

令和7年5月29日（木）13時

3. 補足

新しい基準は、令和7年5月29日（木）13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）に反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表（青森県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/aomori.html>

(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：青森地方気象台 水害対策気象官 木村
電話：017-741-7413（平日）